

○南部町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和4年3月24日

訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、結婚生活に係る経済的な不安を軽減し、本町における人口減少対策及び少子化対策の推進を図るため、新婚世帯が結婚生活を開始するのに伴う費用の一部について、予算の範囲内で、結婚新生活支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに關し、南部町補助金等交付規則（平成15年南部町規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年3月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得し、又は住宅を賃借する際に要した費用であって、住宅の取得費又は賃料、敷金、礼金（保証金等これらに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料の費用を合計した金額をいう。ただし、勤務先から住居に係る手当が支給されている場合にあっては、当該手当分を除く。
- (3) リフォーム費用 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。
- (4) 引越し費用 引越し事業者又は運送業者への支払、その他の引っ越しに係る費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 次条により算出した世帯の所得が500万円未満である世帯
- (2) 婚姻日現在において、夫婦共に満年齢が39歳以下である世帯
- (3) 申請時に夫婦が共に本町に住所を有している世帯
- (4) 入居する住居が本町にある世帯

- (5) 生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けていない世帯
- (6) 町税等を滞納している者がいない世帯
- (7) 南部町暴力団排除条例（平成24年南部町条例第10号）第2条第2項に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団員等がいない世帯
- (8) 過去に夫婦の双方又は一方が内閣府の定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱及び地域少子化対策重点推進事業実施要領に関する補助を受けていない世帯
(世帯の所得の算出方法)

第4条 前条第1号に定める世帯の所得を算出する方法は、所得証明書をもとに、申請日の属する年の前年（申請日の属する月が1月から5月までの場合に合っては前々年）の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の生活のために貸与された資金をいう。）の返済を行っている場合 所得証明書をもとに算出した夫婦の所得を合算した金額から貸与型奨学金の年間返済額（申請日の属する年の前年に返還をした額をいう。第6条第4号において同じ。）を控除した額とする。

（補助金の額及び対象期間）

第5条 補助金の額は、住居費、リフォーム費及び引越し費用を合計した額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、婚姻日現在において、夫婦共に29歳以下の場合は、60万円を上限とする。

- 2 前項の補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の対象となる期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、南部町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- (2) 申請世帯全員の住民票の写し
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。）
- (5) 住宅の売買契約書の写し（住宅費における購入の場合に限る。）

- (6) 住宅の請負契約書の写し（住宅費における新築又はリフォームの場合に限る。）
- (7) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅費における賃貸借の場合に限る。）
- (8) 住宅手当支給明細書（様式第2号）（住宅費における賃貸借の場合に限る。）
- (9) 住宅費を支払ったことが分かる書類
- (10) 町税等の滞納がないことが分かる書類（納税証明書等）
- (11) 引越費用に係る領収書の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容及び関係書類等を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、南部町結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下この条及び第10条において「補助対象者」という。）は、その申請事項に変更が生じた場合は、速やかに、南部町結婚新生活支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に、第6条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、町長に提出し、その承認を得なければならぬ。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、南部町結婚新生活支援事業補助金変更（交付・不交付）決定通知書（様式第5号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 第7条又は前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、南部町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

（補助金等の取消し及び返還）

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この訓令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が交付決定の取消しの必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付及びその他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和5年2月28日訓令第7号）

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月29日訓令第2号）

附 則（令和7年3月31日訓令第 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

南部町長　　様

住　所
氏　名　　㊞
電話番号

結婚新生活支援事業補助金交付申請書

南部町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	氏名	生年月日	仕事	勤務先	婚姻時の年齢
申請者	(ふりがな) 	年　月　日	有・無	(会社名) (電話番号)	歳
配偶者	(ふりがな) 	年　月　日	有・無	(会社名) (電話番号)	歳
1 婚姻届提出日	年　月　日				
2 本町への住民票登録年月日	(夫)　　年　月　日	(妻)　　年　月　日			
3 所得	(夫)　　円　(妻)　　円	(合計)　　円			
貸与型奨学金返済額	(夫)　　円　(妻)　　円	(合計)　　円			
4 事業内訳	住居費（取得）及び リフォーム費	契約締結年月日	年　月　日		
		契約金額（A）	円		
	住居費 (賃貸)	家　　賃	円 (家　賃　月額　円 －住宅手当　月額　円) ×支払済家賃　箇月（　年　月～　年　月）		
		敷　　金	円		
		礼　　金	円		
		共　益　費	円		
		仲介手数料	円		
		小　計（B）	円		
	引つ越し	引つ越しを行った日	年　月　日		
		費　　用（C）	円		
合　計（D）（A+B+C）	円				
5 補助申請額　※（D）と30万円を比較し、少ない額を記入 ※1,000円未満の端数を切捨て	円				

6 同意及び確認 ※該当する項目にレ点を記入	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、町がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の戸籍（本籍地が本町にある場合）、住民票、所得及び町税の納付状況について南部町の関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、町がこの補助金申請の内容に係る住宅の完成を確認するため、固定資産課税台帳の家屋の登録状況について、担当課に照会することに同意します（住居費における新築の場合に限る。）。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの要綱に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、町税等の滞納がありません。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。
		申請者氏名 印 (旧姓)
7 添付書類 ※該当する項目にレ点を記入	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、町がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の戸籍（本籍地が本町にある場合）、住民票、所得及び市税の納付状況について南部町の関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、町がこの補助金申請の内容に係る住宅の完成を確認するため、固定資産課税台帳の家屋の登録状況について、担当課に照会することに同意します（住居費における新築の場合に限る。）。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの要綱に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、町税等の滞納がありません。 <input type="checkbox"/> 私は、申請者が私にかかる補助対象経費を含めて補助申請し、申請者が補助金を受領することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。
		申請者氏名 印 (旧姓)
		<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書） <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 所得証明書（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合にあっては、離職票又はこれに代わるもの写し） <input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】申請日の属する年度の前年中の年間返済額が分かる書類 <input type="checkbox"/> 【住居費（購入の場合）】売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 【住居費（新築及びリフォームの場合）】請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 【住居費（賃貸借の場合）】賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 【住宅費（賃貸借の場合）】住宅手当支給証明書（別紙）※給与所得者全員分 <input type="checkbox"/> 【住居費を支払ったことが分かる書類】領収書の写し等 <input type="checkbox"/> 【町税等の滞納がないことが分かる書類】納税証明書（申請日の属する年度分）等 <input type="checkbox"/> 【引っ越しの場合】引越費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注) 次のいずれかに該当する場合は、6の同意及び確認において署名捺印があれば、それぞれ次の書類の添付を省略することができます。

- 本籍地が本町にある場合：戸籍謄本
- 申請日の属する年度の前年1月1日以前から継続して本町に住所を有する場合：住民票の写し、所得証明書及び納税証明書

様式第2号（第6条第8号関係）

住宅手当支給証明書

南部町長 様

給与等の支払者

所在地

氏名

印

電話番号

次の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況（ 年 月 現在）

(1) 支給している (月額 円)

※令和4年4月以降の支給額が月によって異なる場合は、以下に記入

(2) 支給していない

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。ただし、住宅手当の令和4年4月以降の支給額が月によって異なる場合は、その旨が分かるよう記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

南部町長 円

結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました南部町結婚新生活支援事業補助金については、次のとおり決定しましたので、南部町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定

補助金交付決定額 金 円

2 不交付決定

（理由）

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

南部町長　　様

住 所
 氏 名 ㊞
 電話番号

結婚新生活支援事業補助金交付変更申請書

年　月　日付け 第　号で補助金の交付の決定を受けた南部町結婚新生活支援事業補助金について、申請事項を変更したいので、南部町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更内容				
2 事 業 内 訳 の 変 更	住居費（取得）及び リフォーム費用	契約締結年月日	年　月　日	
		契約金額（A）	円	
	住居費 (賃貸)	家　　賃	円	
			(家　賃　　月額　　円)	円
			－住宅手当　　月額　　円)	円
			×支払済家賃　か月（　年　月～　年　月）	円
		敷　　金	円	
		礼　　金	円	
	共　益　費	円		
	仲介手数料	円		
小　　計（B）	円			
引越し	引越しを行った日	年　月　日		
	費　用（C）	円		
合　計（D）（A+B+C）		円		
3 補助申請額の変更 ※（D）と 30 万円を比較し、低い額を記入 ※ 1,000 円未満の端数を切捨て		円		
4 その他の変更				

5 添付書類

※該当する項目にレ点を記入

- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- 住民票の写し
- 所得証明書（夫婦の双方又は一方が離職し、申請日において無職の場合にあっては、離職票又はこれに代わるもの）
- 【貸与型奨学金の返済を行っている場合】申請日の属する年度の前年中の年間返済額が分かる書類
- 【住居費（購入の場合）】売買契約書の写し
- 【住居費（新築及びリフォームの場合）】賃貸借契約書の写し
- 【住居費（賃貸借の場合）】賃貸借契約書の写し
- 【住居費（賃貸借の場合）】住宅手当支給証明書（別紙）※給与所得者全員分
- 【住居費を支払ったことが分かる書類】領収書の写し等
- 【町税等の滞納がないことが分かる書類】納税証明書（申請日の属する年度分）等
- 【引っ越しの場合】引越費用に係る領収書の写し
- その他（ ）

(注) 5の添付書類は、変更内容が確認できる書類を添付してください。

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

南部町長 団

結婚新生活支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました南部町結婚新生活支援事業補助金については、次のとおり決定しましたので、南部町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 変更交付決定

区分	金額
変更交付決定額①	金 円
既交付決定額②	金 円
差額 (②-①)	金 円

2 変更不交付決定

（理由）

様式第6号（第9条関係）

年　月　日

南部町長　　様

請求者
住 所
氏 名
電話番号

㊞

結婚新生活支援事業補助金交付請求書

このことについて、南部町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、
次のとおり請求します。

1 請求金額　　円

2 振込先

金融機関名	
本・支店名	
口座種別	普通　・　当座　(該当を○で囲む。)
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

(注) 口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条第8号関係）

様式第3号（第7条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第9条関係）